

ハンガーズ B 加盟店 規約

第1条 (定義)

- 1、「ハンガーズ本部」(以下「ハンガーズ」という)とは、ハンガーズ株式会社(以下「当社」という)が企画・運営する特殊壁紙施工技術を活用する壁紙職人及び内装施工技術者、さらにはハンガーズの活動内容に賛同した内装業界関係者が集う全国ネットワークの総称をいいます。
- 2、当社は、本規約を随時改定することができる。

第2条 (B 加盟店の資格)

ハンガーズ加盟店とは、以下の各号の基準を満たし当社から加盟適格者として認められたものとします。

- ①ハンガーズの理念に賛同していること
- ②ハンガーズ加盟店規約を誓約できること

第3条 (加盟店の種類)

ハンガーズの加盟店は、以下の 2 種類からなるものとします。

- ・A加盟店 : 壁紙職人及び内装施工技術者
- ・B加盟店 : A加盟店以外の内装業界関係者(壁紙のブランドメーカー、問屋、代理店、工事店、工務店、リフォーム会社、輸入代理店、製品メーカーその他の内装業界関係者)
(本規約は B 加盟店規約になります)

第4条 (B 加盟店専属のハンガー登録制度)

当社が企画した特殊壁紙施工技術を習得し、B 加盟店を經由してハンガーズから工事委託を請けられる技術者を **B 加盟店専属ハンガー登録者**と呼び、その登録方法は、以下の通りとします。

・ハンガー登録をさせたい技能者がいる場合は、B 加盟店が集合導入研修をハンガーズに依頼し(有料研修)、その会に参加させ且つ、B 加盟店が希望する者に限りハンガー登録が行われます。ハンガー登録をさせるかどうかは B 加盟店の意向より決定できます。

また、ハンガーズが B 加盟店専属ハンガー登録者に業務委託を希望する場合は必ず B 加盟店を經由しての発注となり、B 加盟店を飛び越えた業務委託はできないものとします。諸手続き等々の関係でやむを得ず直接の委託契約を締結する場合には、B 加盟店の事前承諾を書面にて得た上で業務委託を行うこととします。

第5条 (技術提供の内容)

B 加盟店専属ハンガー登録者へは、B 加盟店企画の技術講習会・勉強会を通じた研修にて当社で企画した技術研修制度(「ハンガーズスタープログラム」)を受講することができます(有料研修)。

※特殊壁紙、デコラティブフィルムの施工技術を、「基礎技術、応用技術、管理能力の3段階」(以下「ハンガーズスタープログラム」という)

第6条 (技術提供の方法)

第5条に定める方法により技術提供を行うこととします。

第7条 (工事受託制度)

B加盟店は当社に対して特殊壁紙施工及び一般壁紙施工を発注できます。

第8条 (展示会・研修会等への活用)

B加盟店は、展示会や商品説明会、社内・外部への技術研修・講習などでハンガーズに技術指導、実演研修、実演講習を依頼することができます。

第9条 (加盟有効期間)

加盟店としての有効期間は、加盟承認の日から翌10月31日まで、加えて、11月1日を基準日として翌年10月31日までの1年間とするものとします。

第10条 (B加盟店に関する金員)

ハンガーズ加盟に際しての金員は以下の通りとします。

- ① 年会費は、55,000円(税込)／社。(入会金 33,000円(税込)、年会費 22,000円(税込))
* 但し、一度退会し再度入会したい場合には、新たに入会金が必要となります。
- ② 推薦技能者のハンガー登録者年会費は、11,000円(税込)／人
- ③ 集合導入研修費は 110,000円(税込)／回とし、何名でも参加させることが可能です。
当日使う、会場、材料その他研修に必要な機材はB加盟店にてご用意ください。
- ④ その他の集合研修、勉強会開催費用は、別途料金とします。

第11条 (中途退会)

B加盟店は、やむを得ない事由がある場合、3ヶ月以上前に当社に対し文書による通知をして退会することができるものとします。ただし、既に収めた入会金、年会費、導入研修費等は返金できないものとします。

第12条 (当社の解除権)

1、加盟店において、以下の各号に該当する事態が発生した場合、当社は30日以上 の期限を定めて書面によって催告し、期限到来後もなお、乙が当該事実及び行為の解消、又は是正をしない時は、当社は当該加盟店との関係を解除することができるものとします。

- ① 加盟申込み時の記載事項に虚偽があることが明らかになった時
- ② 工事発注者もしくは第三者により、公的機関等に訴えられた時
- ③ 差押、仮差押、仮処分又は競売の申し立てを受けた時
- ④ 粗悪施工やハンガーズの事業全体の信用を著しく低下させた時

- ⑤ 加盟店間の競合・紛争・誹謗中傷・脱会幫助等があり、当社の裁定に従わない時
- ⑥ その他、本規約に関する重大な違反行為をした時

2、当社は、第1項の規定により解除した場合において、当該加盟店に対して、その解除により生じた損害賠償を求めることができる。この場合における賠償額は、双方協議して定めることとします。

第13条（守秘義務）

1、加盟店は、当社より提供された全ての技術・資料・情報は、ハンガーズの企業機密であり信用情報であることを確認すると共に、加盟店は、当該技術・資料・情報を慎重に取り扱い、加盟期間中は勿論、退会後といえども第三者へ漏えいしてはならないものとします。

2、加盟店が前項の守秘義務に違反し、当社ならびにハンガーズ全体または一部が損害を被った場合には、当該加盟店は直ちに当社の請求に対しその一切の損害を賠償しなければならないものとします。

第14条（個人情報の保護）

当社及び加盟店は、別途定める「個人情報の取扱に関する覚書」に基づき、相手方から提供された個人情報について秘密を保持するものとします。

第15条（反社会勢力の排除）

加盟店は、自己または自己の従業員および専属外注職人が、いずれも反社会勢力とのかかわりが無いことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するために別途定める「反社会勢力排除に関する覚書」を当社に提出するものとします。

第16条（裁判管轄）

ハンガーズ加盟に関連して生じる当社と加盟店の一切の権利および義務に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

第17条（会員規約の変更）

当社は、会員規約を随時変更することができるものとし、加盟店はこれに同意します。変更の内容については、ハンガーズホームページ上に2週間表示した時点で全ての加盟店が承諾したものとします。